

Responsibility

現場の安全構築のために 労働安全衛生管理体制

安全衛生マネジメントシステム

当社は2018年11月28日に建設業労働安全衛生マネジメントシステム(NEW COHSMS)の認証を受けました。

2020年4月1日に安全衛生管理標準(第4版)の改訂版を発行し、事業活動に伴う労働災害、公衆災害、交通事故の防止と安全衛生水準の向上に努めています。

2020年安全目標

死亡災害 0 ゼロ
公衆災害 0 ゼロ
交通事故 0 ゼロ

環境に配慮した生産体制の推進 度数率 0.5以下(休業1日以上)

度数率 = $\frac{\text{休業1日以上の労働災害による死者数}}{\text{延べ労働時間}} \times 1,000,000$
(小数点3位以下は四捨五入)

2020年度重点実施項目

1 重機・機械関連災害及び繰返し災害の防止

- ※重篤な災害及び繰返し事故を発生させる作業を特定し、対応措置を周知し作業に反映して事故を防止
- チェックリストの改定及び周知
- 事故・災害事例の水平展開

2 本・支社幹部による「事故災害撲滅運動」の推進

- ※工事・工場の繁忙期や危険作業の実施時期をおさえ、施工検討会・パトロールを実施
- 工事事務所長・工場長による教育指導とパトロールの強化
- 工事施工検討会による本社・支社・現場それぞれの目標の共有
- 重点現場・工場選定と本・支社幹部パトロール計画の作成・実施

3 安全衛生環境意識と管理能力向上

- ※作業に内在する危険を予知して日々の作業計画(資材搬入を含む)をしっかりと行い、計画を作業に反映できる人材の育成
- 協力会社事業主及び職長への教育推進(マイスター職長の専従率アップ)
- 工事打合せ・安全指導書、機械等作業計画書・打合せ書による作業内容に即した具体的指示、指導の実施

4 協力会社の能力向上

- ※事業主及び職長へ当社ルールを周知し展開することにより、日々の作業で事故災害のリスクを軽減する
- 準会員協力会社に対する現場入場前教育の充実
- 声かけ運動・指差呼称推進
- 作業変更時ルール遵守の徹底
- 送り出し教育の徹底

5 危険作業、架空線、埋設物等近接作業時の確実な計画の立案とチェック及び幹部も含めた現場状況の確認による公衆災害の防止

- ※支社幹部を含めた全員で現場を確認し、それを計画に反映して危険の芽を事前に摘む
- 人力掘削による試掘確認徹底と磁気探査による埋設物調査の実施
- 吊作業及びローラー作業の範囲内に作業員が立入る場合の監視人の配置
- 架空物接触防止センサー等の安全補助装置の導入
- 計画作成時現場状況を踏まえた安全対策の立案
- 工事事務所長・工場長による先手管理工程表を使用した危険作業の管理

6 管理部門と一体になった、交通安全活動

- 事故原因の分析と防止対策案の水平展開
- テレマティクスデータによるリアルタイムな教育指導
- 優良運転者表彰制度の導入

7 作業環境の整備

- 現場での5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)の実施
- 作業環境を整備し、作業しやすい環境の構築
- 高温下での作業(熱中症)対策の立案と実施
- 管理部門と協力しての時短対策の立案及び実施

工事部門における重点管理項目

1 建設機械等の稼働に関連した災害の防止

- 安全補助装置の利用促進
- 誘導員又は見張り員の配置
- 作業員、ダンプ運転手に対する作業方法の周知

2 架空線等の損傷事故防止

- 事前確認及び周知・指導の徹底
- 目印表示等の設置と適切な誘導
- 接触防止センサーの導入推進

3 地下埋設物の損傷防止

- 磁気探査による事前確認、人力試掘の実施
- 目印表示などの設置、作業員への周知

4 安全意識向上のための教育の充実

- 安全衛生環境教育の充実
- 工事事務所等の週間工程会議の充実
- 作業員に対する安全教育の充実

5 健康障害の防止

- 休日取得の推進及び時間外労働の削減
- 特定業務従事者健康診断の受診
- 作業変更時のルールを徹底し、勝手な作業はさせない

建築部門における重点管理項目

1 墜落災害防止の撲滅

- 墜落制止用器具(フルハーネス型、胴ベルト型)着用及び使用の周知・指導の徹底
- 足場の検討会実施・点検の実施

2 建設機械等の稼働に関連した災害の防止

- 安全補助装置の利用促進
- 誘導員又は見張り員の配置
- 作業員、ダンプ運転手に対する作業方法の周知

3 地下埋設物の損傷

- 磁気探査による事前確認、人力試掘の実施
- 目印表示等の設置、作業員への周知

4 安全意識向上のための教育の充実

- 安全衛生環境教育の充実
- 工事事務所等の週間工程会議の充実
- 作業員に対する安全教育の充実

5 健康障害の防止

- 休日取得の推進及び時間外労働の削減
- 特定業務従事者健康診断の受診

製品事業部門における重点管理項目

1 工場機械災害の防止

- プラント機械動力可動部には安全カバー等の接触防止措置を徹底する
- 合材工場発生事故の再発防止のため、重点危険箇所の立入禁止措置を徹底する

2 重機および車両事故の防止

- 車両系建設機械に「接触防止センサー」の取付徹底と場内重機作業ルールの明確化によるダブルセーフティを実施する
- 重機・車両と人との接触事故を防止するため、場内歩行者通路を確保し明示する
- ダンプ荷台シート脱着時における転落事故防止対策について工場内・現場内で行う施策の実施を徹底する
- 顧客を含めた安全作業の啓発活動を実施する

3 本・支社幹部のパトロール強化

- 支社ごとに重点管理工場を指定し、重点的にパトロールを実施する
- パトロール時には、作業打合せ・安全指導書と車両系建設機械・移動式クレーン等計画書を確認し安全管理状況を点検実施する

4 安全意識向上のための教育の実施

- 本・支社幹部は、社員及び協力会社職長へ安全衛生環境教育を実施し、管理能力の向上を図る
- プラント管理時の機械整備・点検・清掃メンテナンス等作業前の作業手順書作成と周知の徹底
- ダンプ運転手へ定期的に墜落防止作業手順について教育を行い、意識向上を図る

5 交通事故の防止

- 合材運搬車両等工事用車両の運行について事前に経路を明確し指示する
- 資材運搬車両等への工場内ルール及び現場内ルールを周知徹底し遵守させる

6 作業環境の整備

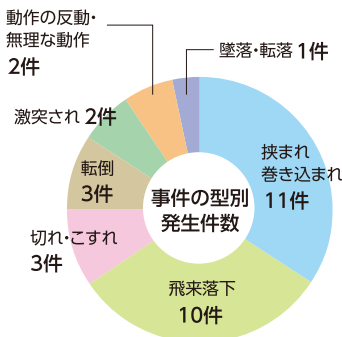
- 入退勤管理の徹底と4週6休以上の休日取得を推進し時間外労働を年720時間以内とする
- 試験室及び騒音振動粉塵発生場所の作業環境整備を図る

2019年の事故・災害発生状況 総括

【労働災害】

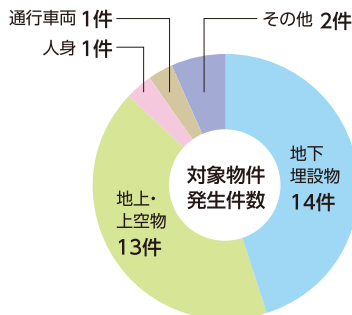
工事で発生した労働災害は30件、合材工場で発生した労働災害は2件でした。

全社で目標達成率=0.70以下を達成できました。10支社のうち1支社(関西)で目標達成率0.70以下を達成できませんでした。



【公衆災害】

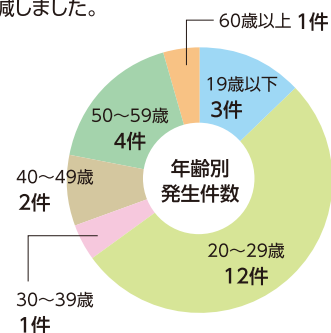
人身事故は1件でした。(前年0件、前々年1件) 物損事故は30件(前年24件、前々年6件)発生し前年より1.5倍増加しました。



【交通事故】

交通事故は27件でした。(前年24件、前々年12件) 交通事故件数は増加しました。20歳未満の事故が7件と多発し30歳未満までの発生件数は全体の70%を占めています。

テレマティクスの本格的導入後、9月30日を最後に10月・11月が0件、12月は2件と交通事故は激減しました。



パトロールの実施

当社では以下のようなパトロールを実施して事故災害の撲滅に努めています。

社長パトロール

社長によって行われるパトロールです。



新型コロナ対策でリモートによる社長パトロールを実施しました



本社安全環境品質部によるパトロール

安全週間、年末年始、年度末に合わせて行われるパトロールを含め、本社安全環境品質部が随時行う現場や工場のパトロールです。このパトロールでは安全、環境、品質の一元化の考えに基づき、安全だけではなく当社が認証取得している品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムの内部監査も兼ねた巡視を行っています。

支社、工事事務所によるパトロール

支社長をはじめとする支社幹部や工事事務所長によってパトロール計画に則り定期的に行われる安全パトロールです。

事業主パトロール

協力会社の事業主によって毎月2回以上行われる安全パトロールです。



協力会社との係わり

職長教育について

建設業の担い手不足は業界が抱えている問題です。

当社は正会員協会社施工部会に所属する職長を対象とし、施工管理能力と積算能力、生産性・利益向上を目的として、全国で職長の教育を実施しています。



職長会によるランチ会議

マイスター制度について

当社の施工現場において労働災害防止と品質のさらなる向上を図ることは、喫緊の課題であり、協力会社の優秀な職長を確保することは必要不可欠です。

「大成ロテックマイスター職長制度」は、優秀な職長を当社の施工現場に確保すると共に技術・技能を継承するために優良技能者報酬制度として2016年に定めたものです。

マイスター職長の認定条件

- 1 安全衛生環境協会社正会員の協力会社に所属し、当該会社に5年以上勤務している「現場施工に直接かかわる職長」で災害防止活動、職長会活動、職場(現場)環境改善、品質の向上・確保に積極的に協力し作業指揮等の能力が高く、実績・貢献度などが総合的に優秀な者。
- 2 認定基準
 - 1 協会社の正会員の社員で該当会社に5年以上勤務している者。
 - 2 工事部主催の「職長への教育」を1回以上受講し成績が優秀な者。
 - 3 職長・安責者教育終了後、5年以上現場に携わった者。
 - 4 能力向上教育修了者。
 - 5 新CFT又は、RST資格保持者であり協会社に職長教育が実施できる者。
 - 6 特別教育インストラクター資格取得に意欲がある者。
 - 7 認定時に、新CFT又はRST資格を保有していないが、認定後1年以内に新CFT又はRST資格を取得できる者。
- 3 スーパーマイスター

マイスター職長として3年間以上施工現場に従事し、直近3年間の平均就労日数が年間100日以上で本人及び指揮下の作業員が無事故・無災害であり実績・貢献度などが特に優秀な者。

※以下のいずれかに該当する場合は、認定から除外する。

- (1) 68歳に到達した者。
- (2) 過去1年間に当社施工現場にて重大な公衆災害並びに休業4日以上以上の労働災害を発生させた協力会社に所属する者。(重大な公衆災害については、事故発生後当社が判断する。)



マイスター職長に認定された方のヘルメットに貼るステッカー